

スポーツ拠点づくり推進事業における助成対象経費について

平成17年1月26日

(財)地域活性化センター

1 以下に掲げるような、大会の開催に要する経費を助成対象とする。

(例)

- (1) 審判員、運営スタッフ等報償費(謝礼、日当など)
(ただし、大会役員への報償費を除く)
- (2) 審判員、運営スタッフ等の旅費、宿泊費
(ただし、参加選手、保護者、監督者などの現地までの旅費、宿泊費を除く)
- (3) 参加賞や運営事務などにかかる消耗品費
- (4) 参加選手、審判員、運営スタッフ等の昼食代などの食糧費
(ただし、宿泊者にかかる食糧費を除く)
- (5) 参加選手を対象とする歓迎レセプション・交流会にかかる経費
- (6) ポスター・プログラム作成などにかかる印刷製本費
- (7) 会場、備品などの軽微な修繕にかかる経費
- (8) 運営事務などにかかる通信運搬費、手数料
- (9) 参加選手にかかる傷害保険料
- (10) コース整備設営、会場警備などにかかる委託料
- (11) 会場、備品などの使用料
- (12) 必要機器及び選手輸送バスなどにかかる賃借料

2 以下に掲げるものは助成対象外とする。

- (1) 役員旅費等のスポーツ団体等が負担すべきであると認められる経費
- (2) 参加選手・参加校・参加チーム・スポーツ団体などへの補助費
- (3) 実行委員会等による懇親会、反省会にかかる食糧費・賄費など

3 「スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱」第6に定める承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用については、個別に判断する。